『新刊全相平話武王伐紂書』における

地理・地名について

菅原 尚樹

はじめに

とするものである。
して、該書の地理認識がいかなるものであったかを論じよう
仮およびその地名が実在するかどうか等を検討することを通
と略称)における地理・地名について、方位詞と地名との関
と略称)における地理・地名について、方位詞と地名との関

事略』を比較検討し、そのテキスト成立の先後関係を明らか び 論考がある**。さらに、 元氏、 史」、「説三分」語りを中心としてー」がある。。 また、 認識を考証した、中鉢雅量氏の「宋金説話の地域性― 治新刊全相平話三国志』(以下『三国志平話』と略称) 『新編五代史平話』(以下『五代史平話』と略称) 全相平話」中の地理について論及したものとしては、 卿三祥氏には『三国志平話』の地理について考察した 中川諭氏は、『三国志平話』と『三分 の地理 . 「五代 寧希 およ · 至

地理認識を論じたものもまた、管見の限り見当たらない。
・『新刊全相平話前漢書続集』・『三国志平話』を除く四作品っているが、右に見るように、『三国志平話』を除く四作品で出るが、右に見るように、『三国志平話』を除く四作品が残まがでは、管見の限り、その地理認識を主として論じたものはない。もちろん「全相平話」は『武王伐紂書』・『新刊いても触れている。「全相平話」は『武王伐紂書』・『新刊いても触れている。「全相平話」は『武王伐紂書』・『新刊いても触れている。「全相平話」の地名・地理につにせんとする過程において、『三国志平話』の地名・地理につ

そも、 るために、 りを免れないであろう。なぜならば、書物の来歴を古く見せ って、成書年代を単純にその時代に比定することは軽率の誹 察の対象となっていない地理・地名は少なくない。またそも について、ある程度くわしく論じているが、それでもなお考 とする。寧・卿両氏の論考はともに、『三国志平話』中 えた一篇であり、成書年代を金代に比定するのは正しくな 金代であったろうと結論づける。卿論文は寧論文に反駁を加 果、金代の地名が多く用いられていることから、成書年代が わけではない。寧論文は『三国志平話』の地理を検証した結 志平話』の地理認識を明らかにすることを主眼としていない したがって、論中において詳細な地理の考証がなされている 上に挙げた諸論考について紹介すると、中川論文は『三国 ある時代の地理・地名が多く用いられているからとい 古い地名はもとより、 古い官職名や制度名が用 Ó)地理

えるにせよ、成書年代まで比定することは軽々に行うべきでえるにせよ、成書年代まで比定することは軽々に行うべきでこにある時代の地理が色濃く反映されているということは言られることが容易に想定されるからである。したがって、そ

性を明らかにする点にある。中鉢氏は『東京夢華録』巻五「京 た名称であるのかを特定することは、 ことが困難ではないため、ある州がいつの時代から用いられ つも見られる。一方、州名は、その変遷の跡をトレースする に散見する地名は、その存在自体が定かではないものがいく 方法は、けだし有効な手段であると思われる。「全相平話」 両書の地理認識を明らかにしようとしている。この中鉢氏の る州とある州の位置関係の妥当性を検証することを通して、 ろん存在している。しかしそれ以上に、中鉢氏はもっぱらあ さぐる手段として、その地理を考証しているのだと言える。 論づける。すなわち、中鉢論文は、両平話が語られた背景を 分、五代史」の語りを受け継いでいるからではないかと、結 がもっとも正確であることを実証し、それは両平話が 起こし、『三国志平話』および『五代史平話』の地理は北方 瓦伎芸」に「説三分、五代史」が記されていることから説き る中鉢論文にあっても、その主旨は両平話が物語られた地域 中鉢論文には、地名が事細かに検証されている部分ももち 『三国志平話』および『五代史平話』の地理を考証してい さほど難しいことでは 「説三

誤字あるいは脱字があったとしても、ある程度その名を特定数に限りがある。それゆえ物語の叙述に即して判断すれば、字のあるものは当然存在している可能性がある。したがって、「全相平話」における地理・地名の考証は、なかなか容易で「全相平話」における地理・地名の考証は、なかなか容易でないからである。また「全相平話」には、誤字あるいは脱字ないからである。また「全相平話」には、誤字あるいは脱字

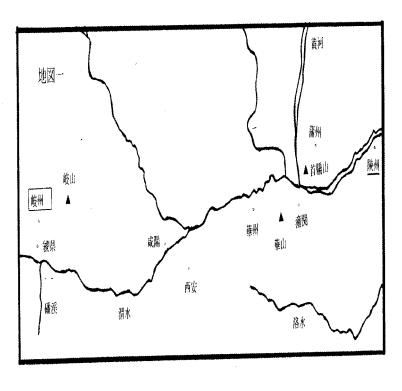
することができるのである。

「州」の名称ないし位置を中心として検討を加えた中鉢論でが、『三国志平話』および『五代史平話』の地理認識をある程度明らかにし得た理由はここにある。しかし一方で、「全る程度明らかにし得た理由はここにある。しかし一方で、「全はする手がかりを得ることもあると思われるのである。このような関心から、筆者は「全相平話」における地理認識の考証を行わんとする次第である。さきに述べたとおり、小論ではまず『武王伐紂書』の地理認識について検証を行う。した。合わせて参照されたい。なお該書の地理・地名に立べたとおり、小論には、論に関係する地理・地名を記した簡単な地図を附か論には、論に関係する地理・地名を記した簡単な地図を消かった。合わせて参照されたい。なお該書の地理・地名に述べたとおり、小論には、論に関係する地理・地名を記した簡単な地図を附めた。合わせて参照されたい。なお該書の地理・地名に立べたとおり、小論には、論に関係する地理・地名を記した簡単な地図を附いが、『三国志平話』および『五代史平話』の地理認識をありませい。『三国志平は、『五代史平話』の地理認識をありた。『三国志平は、『五代史平話』の地理認識をありた。『三国志平話』および『五代史平話』の地理認識をあります。『三国志平は、『五代史平話』の地理・地名についてはでは、『五代史平話』の地理・地名に、「全ては、『五代史平話』の地理・記書の地では、『五代史平話』の地理を表して、『五代史平話』の地理・地名を記述されて、『五代史平話』の地理・地名を記述を表して、『五代史平話』の地理・地名に、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』の地名のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『五代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』の名称ないには、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』書書のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史平法』のは、『元代史神法

らかじめご寛恕願いたい。 のも残されており、それらについては他日を期すことを、

あ

、『武王伐紂書』"における方位詞と地理の関係について



が

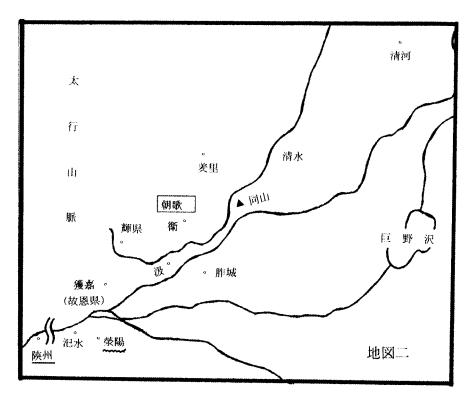
語内の地理が動くであろうことが推察される。 中心人物の行動、 嗣子殷交が主要人物として登場する。このことから、 武王とその父姫昌、姫昌と武王に仕える姜尚、 を伐つ」物語である。物語では、紂王とその寵姫である妲己、 『武王伐紂書』は、 あるいは彼らにかかわる叙述とともに、 その題名が示すとおり、「武王が紂王 および紂王の 紂王ら

ない。 附されている。。 南) をある程度推定することはできる(地図二参照)。「故恩県」 獲嘉是也」の語句が、『武王伐紂書』本文中に小字によって ひとつである。ただし、故恩県に対しては、注釈と思しき「今 々調査してみたものの、 れて朝歌に至る場面には、蘇護が潼関を経由したとの叙述は ない。『武王伐紂書』巻上、 方から朝歌へ移動する際に、つねに潼関を経由するわけでは るに際して(地図三参照)、頻繁に登場する。 在でいう陝西省と河南省の省境にある)、紂王のいる朝歌 関」である (地図一参照)。 潼関は国境付近にあるため と姫昌のいる岐州(陝西)を物語中の登場人物が移動す 獲嘉」であると想定し、蘇護らの行程を改めてたどって 武王伐紂書』のなかでまず目に付く地名は、 蘇護が経由するのは「故恩県」である。 したがって、この小字注から故恩県の位置 なおその存在が確認できない地名の 華州太守の蘇護が娘の妲己を連 とはいえ、 故恩県は、 華州の (現 西

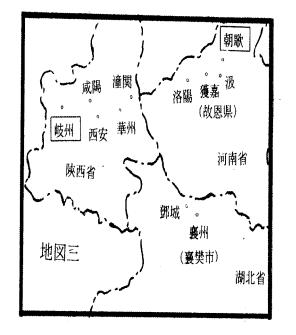
깯

参照)。この蘇護らの行程は無理のないものである。

こから北東へ進んで朝歌に到着したことになる(地図一・二みると、蘇護は華州から東進して故恩県(獲嘉)に至り、そ



ると考えられる。それは殷交が出奔する直前、比干との商議ものより、文中に用いられる方位詞の使われ方が特徴的であい。立とがわかる。もっども当該場面では、殷交の移動行程その上とがわかる。もっども当該場面では、殷交が朝歌より西へ向かったは、朝歌から出奔した。殷交が身を落ち着けたさきは、「華山」である(地図一・二参照)。華山は蘇護が太守を務める華山」である(地図一・二参照)。華山は蘇護が太守を務める華山」である。それは殷交が身を落ち着けたさきは、「華山」である。



うことをも強調しているかのようである。 ているのである。。「西」という方位詞を含む「出西門」 を終えた場面において、 「門」から逃げることとともに、殷交が 「出西門」という語が三度使用され 「西」へ向か は

られる。 東へ進むことが強く打ち出された叙述がなされていると考え の西進とは対照的に、姫昌については、自らの意志によって 路東行)」と叙述される。。殷交出奔の場面では「出西門」 見帝去也)」と述べる。くわえて地の文においても「姫昌は 用いられているのにすぎないのに対して、 言い終えると、旅路について東へと向かった(姫昌道了、 が自ら二度「帝に会うため東して朝歌に行くのだ(東去朝歌 ことを決める場面においても見られる。 紂王の振る舞いを目にし、 「帝に会うため東して朝歌に行くのだ」と述べている。 こうした方位詞の特徴的な使用は、 紂王を諫めるために朝歌に向かう 武王の父である姫昌が 当該場面では、 姫昌は自らが二度 殷交 姫昌 が

下のとおりである 方位詞が数度用いられている。 王に仕える姜尚が紂王のもとから逃げ出す場面においても、 上述した殷交および姫昌と同様、『武王伐紂書』巻中、 (地図一・二参照)。 姜尚の 足取りをまとめると以 紂

われる。 姜尚は、 姜尚は朝歌から故恩州 黄飛虎を故意に逃したかどで、 (獲嘉) 紂王のもとを追 まで逃げ、 そこ

> 里 菙 から西南へ進路を取る。 州 虢県の南十里を経て、姜尚は最終的に磻溪へと至り、 の山にたどり着く。 そこからさらに、 黄河を渡り潼関を経た姜尚 岐州の南

姜尚の足取りは地理・地名の位置関係から見て、 無理の な

漁翁となる。

移動に際しては、「西」 縣南十里、 いてまわるのである てきた(紂王自乱天下。當日姜尚西走至岐州南四十里地、 南四十里の地、 さらには姜尚が「岐州」から「磻溪」。に至る行程におい 姜尚は西へ向かった(二人相別、 尚が高遜の手を借りて黄河を渡る場面にも「二人は別れると、 姜尚西南而去、二将聞之、督兵急赶姜尚)」とあるほか、 二将はそれを聞くや、兵を率い急いで姜尚を追った(有人知 が姜尚を追赶して「姜尚が西南へ向かったと知るものがお ものである。当該場面における方位詞を見ると、 「紂王は自ら天下を乱した。 有渭水河岸有磻溪之水)」と叙述される。 虢県の南十里、 ないし「西南」といった方位詞が 渭水の河岸にある磻溪にやっ 当時姜尚は西のかた岐州 姜尚往西而去)」とある。 飛廉と費孟 姜尚 虢 0

は、姫昌が姜尚を迎えに行く場面から始まる。そこで姫昌は 人を探しに行くよう啓示を受けたところで終わる。続く巻下 紂書』巻中は、 姜尚が磻溪に身を隠したのち、 姫昌がその夢のなかにおいて、 姫昌は夢を見る。『武王伐 南方にいる賢

までのそれと、ほぼ同様である。したがって、姫昌の足取りこの行程は、さきに挙げた姜尚が岐州を経て磻溪に身を隠すいで「磻溪」にたどり着くという行程をたどる(地図一参照)。「岐州」から南進すること四十里、まず「虢県」に至り、つ

にも地理的な問題は無いと言える**。

殷交といった物語の主要人物たちの行動が、 着けているのに対し、紂王を諫めんとする姫昌以下、 とその 詞がかさねて用いられていることである。天下の王たる紂王 画 ないものであった。注目されるのは、 に誤りはなく、なおかつ方位詞との関係から見ても、 以上、本節に挙げた地理・地名については、 西へ、 また姫昌が朝歌に乗り込もうとする場面において、 寵姫の妲己が、天下の中心である朝歌にほぼ腰を落ち 東へと動かしているのである。 殷交と姜尚の逃亡の場 物語の場面場面 その位置関係 齟齬 姜尚 方位 0

一、『武王伐紂書』における方位詞の誤用と地名に関する考

と、該書にも地理認識の誤りは看取される。しかも、前節に理に関する誤りは皆無なのであろうか。結論をさきに述べるる叙述に齟齬は見られなかった。それでは該書において、地前節に見てきた部分では、『武王伐紂書』の地理にかかわ

盾が生じる結果を引き起こしているのである。見た方位詞が誤用されることによって、地理の位置関係に矛

拘留先の羑里から岐州へ帰国しようとする場面を挙げること すと以下のとおりである(地図一・二・三参照)。 ができる。 方位詞の誤用例として、まず『武王伐紂書』 で来たところで殷の将と一戦交える。そこに殷交らが現 れる。それから七年間の拘留を経て、 へ進路を取り、 放されて岐州に戻れることとなる。 紂王を諫めるために朝歌に赴いた姫昌は、 当該場面の叙述はやや長いため、要約をもって示 西のかた朝歌に向かう途中、 姫昌は羑里から西北 姫昌は羑里から 巻中、 羑里に拘留さ 汲城の西ま 姫昌が

子が現れる。

姫昌は岐州にたどり着く。

ここでもまた殷の将と小競り合いが起こり、今度は雷震れ、殷の将を斥ける。姫昌らは西北の鄧城にたどり着く。

殷交や雷震子が殷の将を追い返したのち

り 有り そうである 羑里・汲県・鄧城のいずれも、 樊市に相当するであろうか とある**2。『旧唐書』のいう「古の樊城」とは、今の湖北省襄 臨漢縣。 漢鄧縣、 漢の鄧県、 の鄧城の置に移し、乃ち臨漢を改めて鄧城県と為す(鄧城、 唐書』巻三九・地理志二・山南道・山南東道「襄州」に「鄧城 たと言える(地図二参照)。「鄧城」については、たとえば『旧 ていることから、汲城も羑里同様に今の河南省の地名であっ 節に触れた「獲嘉」や 有比干墓・太公廟・陳城)」とある***。 天宝元年、改めて臨漢県と為す。貞元二十一年、 (汲、二漢屬河内、 貞元二十一年、移縣古鄧城置、 屬南陽郡、 南陽郡に属し、古の樊城なり。 古樊城也。 「朝歌」といった河南の地名が含まれ 晉屬。 (地図三参照)。こうしてみると、 実在した地名としておいてよさ 後罷。 宋故安養縣。天寶元年、 汲郡が領する県には、 太和十二年復、 乃改臨漢爲鄧城縣)」 宋の故の安養県な 治汲 県を古 改爲 城 前

朝歌、 みから逃れることができると、 昌辭了三人、得脱囚牢之苦、 のかた朝歌付近までやってきて、汲城の西にたどり着いた(姫 である。原文に「姫昌は(費孟ら)三人と別れ、 首をかしげざるを得ない。 ただし、 前到汲城西)」とある。この行程に疑問を感じるのは、 その地名の位置関係を見た場合、 まずは、 姫昌上馬便去。…・姫昌西走近 馬に跨り進んだ・・・ 羑里から汲城に至る行程 姫昌の行程には 収監の苦し ・姫昌は 西

> 県は朝歌の南に位置するからである。 かうために、 前掲した地図二に見えるように、 わざわざ朝歌よりも南にある汲県を経由するの 羑里は朝歌の北にあり、 羑里から南の朝歌へ向 汲

は、

不自然ではない

今の湖北省に位置しており、 た地図三に示したとおり、 から鄧城へ至るためには、 のだ」と尋ねた(有殷交共霊胡蒿護姫昌而去・・・只到西北 着くと、姫昌は霊胡蒿に「おぬしはどうして私を助けに来た 昌を守って進むこととした・・・それから西北の鄧城にたどり が殷の将と一戦交える。その後、 昌が汲城にたどり着いたとする、 「西北の鄧城」に至ったことになっている。 汲県から鄧城へと至る行程にも、 姫昌問霊胡蒿、 尔因何來救我)」とあるように、 ほぼ南進する必要がある。 鄧城は、 汲城の 原文に「殷交は霊胡蒿と姫 さきの叙述に続き、 朝歌や汲城のはるか 同じく疑問を感じる。 「西北」ではない。 しかし、 前掲し 姫昌は 姫昌ら 汲県 南 姫

城、

県から見て岐州はほぼ真西に位置している。つまり、 に姫昌を迎えにやってきており、 にほど近いところまでたどり着くと、武王が臣下たちととも 協力によって払いのけ、 前至岐州至近、 その後、なおも姫昌を追撃する殷の将を、 岐州にたどり着く。 武王共百官接着姫昌、 しかし、 姫昌は「進むこと十日となり、 姫昌に謁見した(行至十日) 地図三に示したとおり、 皆參拜)」とあるとお 殷交や雷 震子の

城」を経由したこととしておく。 城」を経由したこととしておく。 が「鄭」の誤りであると断定することがを経由して岐州に向う行程には、さほど違和感を憶えない。と、鄭州ないし鄭県は汲県に比較的近い場所にあるため、鄭と、鄭州ないし鄭県は汲県に比較的近い場所にあるため、鄭らなみに、かりに「鄧」が「鄭」の誤りであったと仮定するの欲述をそのまま受け取ると、姫昌は岐州に帰るために、面の叙述をそのまま受け取ると、姫昌は岐州に帰るために、

これらのことから、 ぶ粗雑に叙述されていると言わざるを得ないのである。 置関係から見ると、 姫昌は朝歌に近づいたことになっている。 西へ向おうとしたのである。結果として、『武王伐紂書』の 到汲城西・・・)」とある。 昌は西のかた朝歌附近まで向かい、汲城の西へやってきた: りでに向かってわき道をたどり日夜休むことなく進み・・・姫 面に用いられている方位詞である。本文に「姫昌は西北のと (地図二参照)。 羑里から西進して朝歌に着くわけは これら地理上の位置関係とともに問題となるのが、当該場 .姫昌望西北寨山偸路日夜而走不止・・・姫昌西走近朝歌、 朝歌は羑里から見てほぼ西南に位置する 当該場面では、 つまり、姫昌は羑里から西北ないし 地理上の位置関係がだい しかし、実際の位 ない。

見られる。

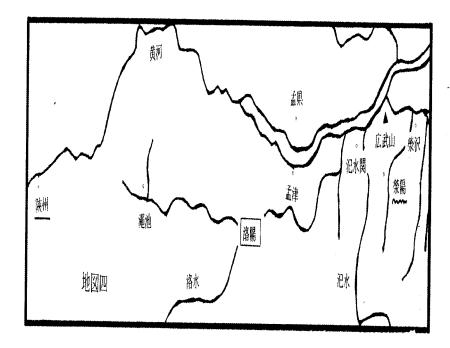
武王が伐紂の兵を挙げ、

朝歌を包囲する場面であ

方位詞と地名間の齟齬は、『武王伐紂書』巻下・十葉裏にも

武王傳聖旨、教圍朝歌城、於四下用兵、下三十六寨。

唯



せたのである。 というように、 ちは、 ると、下知して兵将に朝歌をすっかり包囲させることと 祝いを述べた。武王は天下の諸侯たちがみなやって来た を設け、諸侯および将軍たちをもてなした。宴席がはね のを見て、すっかり喜んで言祝ぎを受けた。武王は宴席 たのであり、武王の御前まで来ると、王の長寿を称え、 らやってきた。すべてみな武王に謁見するためやって来 者は非常に多かった。その年の戊午の日、 紂王の兵士で紂王に背く者は少なくなく、 軍士。筵宴畢、 行山まで至り、南は遂村まで至り、北は清河まで至った。) いて、三十六のとりでを設けさせた。朝歌の関所を守る 至同山百路、 下衆諸侯咸詣、 有朝歌守關紂兵背紂者不少、 (武王は命を伝え、朝歌城を包囲させ、 すべて孟津に至り、八伯諸侯は、会盟なくとも自 城を撃つ兵士は、 **詣於武王前**、 「同山」、西は「太行山」、南は「遂村」、北は「清 当該場面の地名について、 尽至孟津、 西下至太行山、 広範囲に兵を派兵し、 下令教兵将尽圍定朝歌。擊城兵士、 心皆喜順。 咸山呼万歳、 八伯諸侯、 東は同山百路まで至り、 武王設宴、管待衆諸侯及衆将 順周者極多。 南下至遂村、 賀万千之喜。 不會而自詣。 近年刊行された史 朝歌包囲網を敷 四方に兵士を用 北下至清 周に帰順する 四方の兵将た 當年戊午 武王見天 咸皆来朝 西は太 河。 東下

> ある(地図二参照)。また「太行山」が広範囲に連なる山脈 か。「太行山」は、今の河南・山西・河北三省にまたがる山で り」とする叙述は正確であると言うことができよう。 位置する(地図二参照)。したがって、「東は同山百路まで至 朝歌の位置関係を見てみると、同山は朝歌から見てほぼ 事に深くかかわる地名であったことがうかがわれる。 諸侯會同於此、因名)」とあることから、同山は 因りて名づく、と(同山、 要』:3巻十六「濬県」の条に 派兵された各地名、および朝歌から見た方位を調べると、 ○○五年。 為楽主編 それでは同じ山でも、「西」の「太行山」はどうであろう 相伝うらく武王 紂を伐ちしとき、諸侯 ここに会同す、 同山」は今の河南省の山であるとされる。『読史方輿紀 『中国歴史地名大辞典』(中国社会科学出 以下『辞典』と略称) 縣西南四十五里。 「同山、県の西南四十五里にあ を基に、 朝歌を中心として 相傳武 武王伐紂故 版 同

ない。また管見の限り、『武王伐紂書』が刊行される以前のくつか確認できるものの、まったく同名の地名は採られていであるが、『辞典』による限り、「遂○県」といった地名はいるとされる「清河」について確認してみたい。まず「遂村」次に朝歌の「南」にあるとされる「遂村」と、「北」にあ

る叙述は、だいたい合っていると言えよう。

であることから、朝歌から見て「西は太行山まで至り」とす

を指していると仮定するならば、『武王伐紂書』 する叙述は、 汲県は朝歌の南にある。 を流れる河川である。(地図二参照)。 つきかねる。ひとまずは鍾氏の述べるところに従い、 もないが、 もに「山」であったことから、 あった地名となる。さきに挙げた「同山」と「太行山」 移治所於歴亭)」とある。すなわち、清河県は今の河北省に 置貝州、 治所を歴亭に移す(貝州、 清河・武城・漳南・歴亭・清陽・鄃・夏津七県を領せしむ。 六年、 は清河郡と為す。武徳四年、寶建徳を平らげ、 ば『旧唐書』巻三九・地理志二・河北道「貝州」に「貝州、 指摘する""。一方、県名としての「清河」も存在し、たとえ 資料より、「遂村」なる村を見つけることはできなかった。 河」については、鍾兆華氏が「清水を指すにちがいない」と したがって、「遂村」に関しては今のところ未詳である。「清 「清河」もあるいは「清河県」を示していると考えられなく 「清河」を指していると仮定して調べると、清水は汲県の北 領清河·武城·漳南·歴亭·清陽·鹹·夏津七縣。六年、 「清河」とあるだけでは河川名か県名かの そうであるとすると、「北は清河まで至った」と 不適当である。 つまり、清水も朝歌の南を流れる河 隋爲清河郡。 ちなみに 南の「遂村」に合わせ、 「清河」 前節に触れたとおり、 武徳四年、平實建徳 貝州を置き、 が「清河県 の叙述は 判断は 河川 がと 北の 隋 IE. の

図

当該場面のあらすじを、地理叙述を中心にまとめてみよう (地 河南の地理が粗雑に叙述されていることは、武王が伐紂の兵 れているのは、おもに河南における地理についてであった。 を起こし、岐州から孟津に至るまでの叙述からも読み取れる。 にも違和感を覚えることを述べた。それら粗雑な叙述がなさ そこでは方位詞のみならず、姫昌が経由する地理の位置関係 方位詞の誤用がみられることは、本節冒頭にすでに触れた。 一・四参照)。 さて、羑里から姫昌が岐州に帰国するまでの場面におい

にやって来る。 において軍営を設ける。 武王軍が孟水を過ぎたところで、 汜水関の南にある広武山において敵を破り、黄河を渡る。 Ш その間武王は、 送させる。ついで武王軍は、澠池を経由し、 て、姜尚は千里眼らを捕縛し、彼らを陝府の処刑場に護 武王軍は岐州から潼関に進軍する。 の下へ送る。姜尚は兵を率いて洛陽から汜水関へ至り、 武王軍は孟津に至る。 諌言するために現れた伯夷叔斉を、 武王軍のもとへ、 殷の軍勢は故恩州西陵 潼関での戦闘 黄飛虎が援軍 洛陽に至る。 にお 首陽

当該場面に見える地名についてはどうであろうか 武王軍が岐州を発ち、 へと至るまでの行程についてはなんら問題がなく、 「広武山」に至るまでの行程も、ほぼ問題はない。 潼関を経由して「澠池」 から 洛陽から 「洛陽

刑場は、 南省にあったホィ゚。そうしてみると、 爲保義軍。元仍爲陝州)」とある゛。。 て陝州と為す(陝州、 陝府に改め、又た陝郡に改む。 地理志二・河南府路に 地形志二下「陝州」を見ると、澠池郡などを領する今の河 千里眼らを押送した 河南にあったことになる。 唐初爲陝州、 「陝州、 「陝府」 は、 宋は保義軍と為す。元は仍り 唐の初めは陝州と為し、 陝州は 千里眼らが押送された処 又改陝府、又改陝郡。 たとえば 『魏書』巻一〇六 『元史』 巻五九 又た

ことは、 る。 王および妲己に殺されたことを知り、 から出立したのであろう。 歌へ至る場面がある。その際、黄飛虎がいたのが胙城県であ 黄飛虎に関しては、『武王伐紂書』巻中において、 上に挙げた、武王軍の援軍にはせ参じた際にも、 無理な行程ではない(地図二参照)。 胙城県から故恩州 黄飛虎が兵を率 (獲嘉) 妻を紂 に至る 胙城県 いて朝

関 省の注に「汜水関は県を以て関に名づく、即ち虎牢関なり(汜 路・鄭州「滎陽県」に「・・・隋の開皇四年 広武県を置き、 武山は、 寿元年 ついで、「広武山」と「汜水関」について見てみよう。 広武山有り・・・ 屬滎陽郡。 名を祭沢と更め、 たとえば宋の歐陽忞撰『輿地広記』*** 巻九・京西北 資治通鑑』 唐屬鄭州。 巻二八一・後晋紀二・天福二年に引く胡三 (・・・隋開皇四年置廣武縣) 祭陽郡に属せしむ。 有廣武山・・・)」とある。 「汜水 唐は鄭州に属 仁壽元年更名 広

> に位置する山だからである ところが、この汜水関と広武山の位置関係がおかしいのであ 水関の南 水關以縣名關、 水関が置かれた汜水県ともに、 というのも、広武山はそもそも 広武山」という『武王伐紂書』の叙述は誤りとな 即虎牢關也)」とある*!。。広武山があった鄭州 (地図四参照)。 河南に属す地名である*20。 汜水関の南ではなく東北 したがって、

汜

さらに、『武王伐紂書』で、 黄河を渡り 「孟水」を過ぎている。 武王は 「広武山」を経たうえ 原文に次のようにあ

る で、 る。

り、 潼関、 畢。 孟水、 を知ると、かすかに冷笑した。「かの者は年を取 てやって来ており、そこで司戸參軍を将としていること 負卿等之力。 (さて紂王は今や西伯侯の兵が黄河を渡っ 誰敢去為将、 紂王冷笑微微、 却説紂王今知西伯侯兵来過黄河、 気にするには及ばぬ」。以前に費仲が潼関を探りに 紂王問曰、 敗れて紂王に復命した際に、 紂王令文武評議之事。文武蒙宣、 敗了回来見紂王、 紂王は信じようとしなかった。 捉太公收西周武王。 寡人知周起兵、将過孟水。 此人年邁、 且説太公之事、 不足為患乎。 若得勝回来、 来時用司戸參軍為将 太公望姜尚のことを 咸詣殿下、 紂王不信。 前時有費仲去探 今問卿等、 いま孟水を渡 寡人也不 いってお Ш 您

わたしとて貴殿らのはたらきに背かぬぞ」。) とらえるものはおらぬか。勝利して戻ったあかつきには た。貴殿らに尋ねる、将となり、太公望と西周の武王を しは周が兵を起こし、孟水を渡ろうとしているのを知っ 言祝ぎを述べ終えた。紂王は次のように尋ねた。「わた 知した。文武百官は宣下を承け、殿下にやってくると、 ろうとしているので、紂王は文武百官に評議するよう下

いることが確認できる。 ここから、武王軍が黄河を渡り、ついで孟水を渡ろうとして

が

自然ではなかろうか たことになる。 のち、孟津河のあった広武山の西の孟県付近まで、 あるが、地図四に見るとおり、武王軍は、広武山での戦闘の は「広武山―黄河―孟水―孟津」と経由したことになるので 津河を渡ったことになる。つまり当該場面において、武王軍 照)。そうとすると、武王軍は黄河を渡ったうえ、さらに孟 津河は黄河流域の孟県附近の河であったようだ*2(地図四 「孟水」は、鍾氏によると「孟津河」であるとする*2'。 孟 一度来た路をわざわざ引き返すこの行程は、 紂王を伐たんと東の朝歌に向かっている途中 いささか不 後戻りし

かし故恩州が前節に触れた獲嘉であるとすればない 故恩州から孟津に至り、 不自然な行程と言えば、 そこで諸侯と会することになる。し 武王軍は黄飛虎と合流したのち、 それはむ

> 相当に粗略であると言わざるを得ないのである。 当該場面の河南の地理に関しては、『武王伐紂書』の叙述 る必要が生じる。これもやはりおかしい。こうしてみると、 ら孟津に至るにも、これまで東進してきた道を、 しろ朝歌に近い東方にあるから (地図三·四参照)、 逆に西に戻 故恩州

の地名を指している可能性もある。「西陵底」 みると、「西陵底」には誤字あるいは脱字があって、 獲嘉―と位置的に合致する「西陵」は存在しない。 ているが、故恩州―すなわち前節に触れた小字注から言えば ことは、察しがつく。しかし、故恩州以下の「西陵底」につ 葉を聞き)紂王は「貴殿の言う通りにいたそう」と、 いても、 陵底」という地名は『辞典』には採られていない。 いて調べると、「西陵」なる地名は、『辞典』に数カ所採られ る朝歌と武王軍が駐屯する孟水の間に位置する地名であろう 底下了寨・・・)」とある。したがって、「西陵底」は紂王が 為大将、領兵百万来收西周、 にやってきてとりでを設け・・・(紂王依卿所奏。 とし、(崇侯虎は)行軍すること数日にして、故恩州西陵 を大将に任命して、兵百万を率いて西周を攻めとらせること 「故恩州西陵底」であると思われる。原文に「(費仲の言 『武王伐紂平話』の地名にあって、もっとも問題となるの 「西陵」と「底」を切り離して解釈するのがもっと 在路行経数日、 前到故恩州西陵 の語構成につ 拜起崇侯虎 そうして 崇侯虎 元来別

未詳である。 未詳である。 いずれにしても、「西陵底」の三文字については を「山」、「底」を「ふもと」はだいぶ無理があるように見受 を「山」、「底」を「ふもと」の意味で用いる例が、『武王伐 のふもと」と訳すことは可能かもしれない。しかし、「陵」 として、「西の山のふもと」はだいぶ無理があるように見受 を「山」、「底」を「ふもと」の意味で用いる例が、『武王伐 のいるもと」と訳すことは可能かもしれない。しかし、「陵」

あることが浮き彫りとなったと言えよう。

は理と方位詞とに齟齬が見られることが確認された。なかの地理叙述および方位詞の使用には、いささか首をかしげざめを得ない部分がいくつも見られることが確認された。なりはして叙述されることは、前節と同様である。しかし、そ関連して叙述されることは、前節と同様である。しかし、そ以上、本節では、地理・地名間に見られる位置的な矛盾や、以上、本節では、地理・地名間に見られる位置的な矛盾や、

おわりに

的位置関係に整合性があるかどうかを検証してきた。検証のそれらが方位詞とともに叙述された場合、それら地名の地理以上、小論では『武王伐紂平話』に散見する地名について、

の地理的描写は、かなり粗雑に叙述されていると言うことがの地理的描写は、かなり粗雑に叙述王伐紂書』における河南遣する際にもこれと同様に、方位詞に誤りが見られることも理に関して、方位詞と地名との位置関係との間に矛盾が生じ選王軍が洛陽付近で戦闘を行う場面といった河南における地結果、第二節で見たとおり、羑里から姫昌が帰国する場面、

できる。

後とも鋭意、その検証につとめたいと思う。とらに、書中に出現する地名が実際に存在したものであるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証についても、当初予想していたことではあるかどうかの検証につとめたいと思う。

紂書』の巻中・一葉に登場する「西鹿台」という台の存在すまた地名ではないが、紂王と妲己の宴楽の場として『武王伐ることも確認された。小論の第一節に示したとおりである。おおまかな地理的位置は合っている地名が少なからず存在す河南の地名叙述が粗雑である一方、『武王伐紂書』には、

げて河を渡った。) 上がった。年かさの者は水の冷たさを恐れず着物をから とりは若者で寒さを恐れ、水のなかに入れず、数度岸に のだが、二人の者が水に入ろうとしているのを見た。ひ て座ると、 前に河があり、 衣便過。 有一年少者怕冷、 共紂王登臺上而坐、 當日紂王共妲己遊西鹿臺、前有一河、 (当時紂王は妲己と西鹿台に遊んだおり、 河のほとりは十一月の寒さで氷が張っていた 野水河と言った。妲己は紂王と台に登っ 不敢下水、数次上岸。老者不怕冷而撩 望見河岸上冬月浚氷、二人欲下水 號曰野水河。 姐己

と、叙述される。

に見てみることを提案する。
に見てみることを提案する。
とごの老人と若者の行動の違いがどこにあるのか不思議に思いの老人と若者の行動の違いがどこにあるのか不思議に思いの老人と若者の行動の違いがどこにあるのか不思議に思います。
と説明するのであるが、紂王に「どうしてわかるのだ(如何と説明するのであるが、紂王に「どうしてわかるのだ(如何と説明するのであるが、対王に「どうしてわかるのだ(如何に見てみることを提案する。

紂王曰、依卿所奏。令左右捉取二人来、斮脛看之、果然

の命をそこなった。)

の命をそこなった。)

の命をそこなった。対王は側近に命じてそここから人をおいことを知っておるのだ」と告げた。このように人のたてこさせ、脛を切り開いて見ると、妲己の言うとおりたいことを知っておるのだ」と告げた。このように人のかまえてこさせ、脛を切り開いて見ると、妲己の言うとおりたいことを知っておるのだ」と告げた。このように人のかまなくなった。紂王は側近に命じてそちはなんとつかまえてこさせて、河を渡らせてみては、毎日数十人のの命をそこなった。)

おまかな位置を把握していたのであろう。
のであろうと推察される。該書の作り手は、「鹿台」のおの記載があり、朝歌にあったとされる**。『集解』の記載に拠の記載があり、朝歌にあったとされる**。『集解』の記載に拠いまり、襲野の『集解』に「瓚曰く、鹿台とは、台の名、今紀に引く裴駰の『集解』に「瓚曰く、鹿台とは、台の名、今紀に引く裴駰の『集解』に「瓚曰く、鹿台とは、台の名、今紀に引く裴駰の『集解』に「瓚曰く、鹿台とは、台の名、今紀に引く裴駰の『集解』に「瓚曰く、鹿台とは、台の名、今紀に引く裴駰の『

れる。。その位置から考えると、「東鹿台」も朝歌にあったとれる「衛県」は、隋代に朝歌を改めて置かれた県であるとさいる(紂王不顧、毎日去摘星楼上共妲己取楽、信妲己之言、民の苦しみを考えようともしなかった。東鹿台は衛県の西北民の苦しみを考えようともしなかった。東鹿台は衛県の西北民の苦しみを考えようともしなかった。東鹿台は衛県の西北民の苦しみを聞き入れ、人の童男童女のすねを打ち髓を見ては、言うことを聞き入れ、人の童男童女のすねを打ち

言うこともできよう。

れている印象を与えるからである。『武王伐紂書』の地名の かに電入した注釈ではないかと疑われる文が見られるセズ 〜是也」の形式により示される獲嘉のほかにも^{**}、 なかには、たとえば「故恩縣、 は朝歌の西北にあり山峰に臨んでいる」は、文中に唐突に現 らば文中の「東鹿台は衛県の西北にあり水辺に臨み、 あり山峰に臨んでいる」もあるいは注釈ではないかと疑われ 鹿台は衛県の西北にあり水辺に臨み、 ないこともあり、 注目すべきは、 じじつ、この一文がなくとも文意は通じるであろう。 注釈であるとして、何に対する注釈であるのか判然と 東鹿台・西鹿台の挿入箇所である。 軽々な判断は差し控えたい。 今獲嘉是也」のように、「今 西鹿台は朝歌の西北 本文のな 西鹿 なぜな 台

「はじめに」で紹介した中鉢論文は、州の位置関係を手が

限り、 れる「碩州」である*28。該州については、 然としない州名が見られる。それは、 すでに述べた。一方、『武王伐紂書』にはその存在自体が判 していた。それがある程度有効な手段であることについては かりに、『三国志平話』と『五代史平話』の地理認識を考察 ように統治する州の名が列挙されてい 伯諸侯」が紹介される際には、彼らの名前とともに、 言すると、 「華州太守」の蘇護が登場しているほか、 その存在を確認できなかった。さらに州名について附 第一節に挙げたように、『武王伐紂書』の巻上に 比干が治めていたとさ 筆者の調査による 該書の冒頭で「八 以下の

あり、 쎼 先君殿下忠臣。(紂王には八伯諸侯がいた・・・第一 六西南伯侯霍仲言、 伯侯祁黄廣、 伯侯姫昌、 紂王有八伯諸侯・・・第一東伯侯姜桓楚、 方国であり、 伯侯の霍仲言であり、 五は東北伯侯の楚天佑であり、 にいた。 侯の姜桓楚であり、 第八西北伯侯扈敬達、 岐州にいた。 第四は北伯侯の祁黄広であり、 坐岐州。第三南伯侯楊越奇、 坐幽州。 冀州にいた。 青州にいた。第二は西伯侯の姫昌で 第三は南伯侯の楊越奇であり、 坐許州。 許州にいた。 第五東北伯侯楚天佑、 坐并州。 第八は西北伯侯の扈敬達であ 第七東南伯侯張方国、 揚州にいた。 此是八伯諸侯、 第七は東南伯侯の張 坐荊州。 坐青州。 幽州にいた。 第六は西南 坐揚州。 は東伯 第四 第二 坐翼 尽是 北 西

臣であった。)(『武王伐紂書』巻上・一葉裏)り、并州にいた。彼らが八伯諸侯であり、みな先君の忠

いられていた州名ではある。だ、用いられ始めた年代が異なるだけで、いずれも実際に用だ、用いられ始めた年代が異なるだけで、いずれも実際に用ば、時代がだいぶ降ってから用いられ始めたものもあれこれら州名のなかには、古くより用いられてきたものもあれ

は羽、 だし、 あろうと考えられる:300 から見て、『武王伐紂書』 関羽の姓名が紹介される際に「さてとある人物、姓は関 桀が都を置いたとする「蒲城州」なる州名が登場する*2º。 れた「故恩州」も同様である。『武王伐紂書』にはほかにも、 ができない州名なのである。この点においては、 このようななかにあって碩州は、その位置を特定すること 姓関名羽、 該州は『三国志平話』巻上・五葉裏~六葉表において、 字は雲長といい、 字雲長、 平陽蒲州は解良の人である(話説 乃平陽蒲州解良人)」とある。ここ の「蒲州城」は、「蒲州」の誤りで 第二節に触 名 た

る差異について、より明らかにできるであろう。それゆえ、全体の州名をまとめて検討すれば、各平話の州名間に見られかという点が当然問われねばならない。なおかつ「全相平話」についての叙述が粗略であった。それでは他の平話の地理認以上見てきたように、『武王伐紂書』では河南の地理・地名

後の課題としたいと思う。「全相平話」全体に見られる地理・地名を検討することを今

るであろう。 用される。その結果、 武王軍と殷の軍勢が交戦する河南において、 従いつつ、地名を物語中に組み入れることとなる。はたして、 殷の軍勢がぶつかり合う場面では、武王軍の進軍する経路に の点が、『武王伐紂書』における地理認識の特徴と見なしう して認識が不確かであることが暴露されることとなった。 にひき替え、進軍する武王軍に対し、それを阻止せんとする きな地理の移動はなく、 面が控えている。そこでは攻城戦が展開されるゆえに、 『武王伐紂書』は、 該書の作り手が河南の地理や地名に対 物語の最後に武王軍が朝歌を攻める場 地名を登場させる必要もない。 地理・地名が多 それ

注

年第二期)、卿三祥「《三国志平話成書于金代考》質疑」(『文*2 寧希元「《三国志平話》成書于金代考」(『文献』一九九一

献』一九九二年第二期)。

(巴蜀書社、一九九○年)を参照した。出版社、一九九九年)、鍾兆華著『元刊全相平話五種校注』読・翻訳には、陳翔華編校『元刻講史平話集』(北京図書館刊行社重印、一九五六年)所収のものを使用し、翻字・句*4『武王伐紂書』の底本には、『全相平話五種』(文学古籍

以下も同じである。*5当該箇所は以下のとおりである。傍線は引用者が付した。

入衙中置宴。(『武王伐紂書』巻上・三葉裏) 於館驛中安下了、有故恩州太守蘇顔、前来管待蘇護、邀(蘇護らは)約行数日、前到故恩縣。今獲嘉是也。至夜

*6当該場面は以下のとおりである。

門而走。臣見二人、 費仲。 遂殺了伴當数人。二人去之甚速。(『武王伐紂書』巻上・十 西門、 大王禍事也。 走出西門去了。却説費仲荒来見帝、 至明日、 ,費仲縱馬而走、不能殺之、只殺了僕人数个。二人 纔行之次、忽見費仲。太子共胡蒿齧齒、 太子共胡蒿二人去辞皇伯比干。 禍從何来。 去趕、二人仗劍来殺臣。臣縱馬而走、 費仲曰、 今有霊胡蒿共太子出西 詣於殿下、山呼万歳 辞了、 二人便出

*7当該場面は以下のとおりである。

西帰。(『武王伐紂書』巻中·二葉表裏) 西帰也。 吾身自當。姫昌又告曰、您後七年至中秋、 武王上路、 七年方可来也。我母保重歳寒、休憂兒子・・・姫昌道罷、 西伯侯曰、 因命必諫・・・衆群臣王子皆應諾。 設朝政、 ···西伯侯告衆臣曰、吾今東去朝歌見帝去也。吾聞紂王不 那時文武您迎我来。姫昌道了、 寵着妲己之言、 有武王言曰、 上啓母親、 如今兒子東去朝歌見帝去也。 同隨大王去如何。枉帶累一切人、 自乱天下。 西伯侯先去辞老母太任。 吾若到朝歌、 上路東行、 吾免囚牢、 入内亦 更後 文武 吾 別

の引用は該書に拠る。
たる。『史記』の底本には百衲本を使用し、以下『史記』以下のようにある。〔〕の部分は張守節の『正義』にあ*8磻溪については、たとえば『史記』巻三二・斉太公世家に

潤。 跡猶存、 :水次盤石釣處、 西南凡谷。呂氏春秋云、太公釣於茲泉、 釣奸周西伯 太公望呂尚者、東海上人・・・呂尚蓋嘗窮困、 是磻磎之稱也。 〔正義 即太公垂釣之所。其投竿跪餌、 :::括地志云、 其水清泠神異、 茲泉水源出岐州岐山 遇文王。 北流十二里注于 年老矣、 酈元云・ 兩膝遺 以漁

り糸を垂れながら「姜尚自嘆曰、吾今鬢髪蒼蒼、未遇明主。*9『武王伐紂書』巻中・十三葉表において、姜尚は磻溪に釣

尚止北望岐州、 上記の引用文からも方向的に妥当であると言えるのであ 姜尚がいる磻溪から姫昌がいる岐州は北に位置することと したとおり、 したがって、姫昌が姜尚を訪ねて南進する叙述は 姜尚は北の岐州を望んで文王を想う。つまり、 想文王是仁徳之君・・・」と歎く。 傍線で示

*10当該箇所に「(姫昌が紂王の振る舞いにため息をつくと) 崇侯虎知之、 以告紂、 紂囚西伯羑里」とある。

る

頁注〔一一一〕には「汲城、 場合、底本は百衲本とする。 『魏書』の引用は百衲本に拠る。以下に正史を引用する 今河南省汲県」とある。 なお前掲注4鍾氏校注書六五

*12前掲注4鍾氏校注書六五頁注〔一一二〕には「鄧城、 治在今河南省郾城県東」とある! 故

*13底本には顧祖禹著『読史方輿紀要』(楽天出版社、 二年)を使用した。 民国六

*14前揭注4鍾氏校注書九六頁注〔一四四〕 鄧城、 故治在今河南省郾城県東」 には とある。 清 泂 当

:15前掲注4鍾氏校注書九六頁注〔一四四〕 巻九「清水」の条を引き「又東過汲縣北」とする では『水経注』

:16鍾氏は未詳としながらも『宋史』「地理志」 はない。 を引用する。 しかし、 陝府の位置を特定するに足る資料で や『水経注』

> *17当該箇所に 「陝州領郡五縣十一、 恒農郡:::西恒農郡:::

八

18『輿地広記』の底本には、李勇先・王小紅校注『輿地広記』 澠池郡・・・」とある。 (四川大学出版社、二〇〇三年)を使用した。

19当該箇所は以下のとおりである。() 広記』の引用は該書に拠る である。『資治通鑑』の底本には中華書局本を使用した。 の部分が胡三省注

以下『資治通鑑』の引用は該書に拠る。 見辯誤〕、將逼汴州 張繼祚知河陽留後・・・從賓又引兵入洛陽、 ···從賓引兵扼汜水關 守重乂、 丁未・・・詔張從賓發河南兵數千人擊范延光。 從賓遂與之同反、 以東都副留守·都巡檢使張延播知河南府事、 殺皇子河陽節度使重信、 〔汜水關以縣名關 殺皇子權東都留 即虎牢關也。 延光使人誘從 使上將軍 從軍

汜水関については『輿地広記』 巻九·京西北路·滑州 氾

ж

県」にも以下のようにある

孟州。 牢城、 縣曰汜水。 本東虢國、 顯 漢爲成皐縣、 一年屬洛州。 周穆王獵於鄭圃、 有汜水關 鄭滅之、爲制邑、 大業初置虎牢都尉府、 屬河南郡::隋開皇初曰鄭州、 皇朝大中祥符中改爲行慶關 垂拱四年曰廣武、 獲虎、 所謂制巖邑、 命畜之、 屬滎陽郡。 神龍元年復故 因名曰虎牢。二 即此。 十八年改成皐 唐屬鄭州 有故虎

詳

州」という今の河南省の州郡に属していたことがわかる。引用文から、汜水関は隋代には「滎陽郡」、唐代には「鄭

*20『旧唐書』巻三八·地理志一「河南道」参照

巻五河水注の『魏土地記』を引用し「冶坂城旧名漢祖渡、*21前掲注4鍾氏校注書九四頁注〔一一五〕では『水経注』

城険固

南臨孟津河」とする。

る。で調べると、「在今河南孟県西。為古黄河渡口之一」とあ*22前掲注21『魏土地記』中に見える「漢祖渡」を『辞典』

*23 『武王伐紂書』巻中·十葉表に

とある。波線部については、前掲注五所掲「前到故恩縣。前到故恩州。今~加是也。姜尚向西方觀望、相真主言・・・ 有費孟来殺姜尚。姜尚先至客館。至夜大隂、走至客館、

ている可能性がある。いとすると、「故恩州」と「故恩県」は同一の地名を指しいとすると、「故恩州」と「故恩県」は同一の地名を指しとから考えると、「今ゝ加是也」は「今獲嘉是也」と同一とから考えると、「今ゝ加是也」は「今獲嘉是也」と同一今獲嘉是也」とほぼ同様の字句が用いられている。このこ

駰の『集解』にあたる。 ▼21当該箇所は以下のとおりである。〔 〕で示した部分が裴

距諫、言足以飾非、矜人臣以能、高天下以聲、以爲皆出帝紂資辨捷疾、聞見甚敏、材力過人、手格猛獸、知足以

大三里、高千尺。瓚曰、鹿臺、臺名、今在朝歌城中〕、而己之下・・・-厚賦税以實鹿臺之錢〔如淳曰、新序曰鹿臺、其

盈鉅橋之粟・・・。

の部分は顔師古注にあたる。**25『資治通鑑』巻二五八・唐紀七四に以下のようにある。〔〕

朝歌城、在今縣西、隋大業二年、改曰衞縣、唐屬衞州〕、臨河、龐師古·霍存下淇門·衞縣〔衞、漢朝歌縣、紂所都龍紀元年···辛丑、汴將丁會·葛從周擊魏、渡河、取黎陽·

朱全忠自以大軍繼之。

をうかがわせる。宋金並爲衞縣之域曰鹿臺郷」とあり、衛県と鹿台との関係宋金並爲衞縣之域曰鹿臺郷」とあり、衛県と鹿台との関係また『元史』巻五八・地理志一・衛輝路「淇州」の条に「唐

當年戊午日、四方兵将、尽至孟津、 衆諸侯及衆将軍土。 喜。武王見天下衆諸侯咸詣、 北下至清河。清河上、有石橋村、橋村北有東橋村·西橋村。 城兵士、 咸皆来朝武王、 東下至同山百路、 筵宴畢、下令教兵将尽圍定朝歌。擊 詣於武王前、 西下至太行山、 心皆喜順。 咸山呼万歳、 八伯諸侯、 武王設宴、 南下至遂村 不會而 賀万千之

恁可破紂也。(『武王伐紂書』巻下·十葉裏) 至今無数也。有太公克下戊午日甲子日、天降衝雷之声、安都村、北有白龍潭廟、後有山岩、名曰倉谷、此処藏粮、安都村、北有白龍潭廟、後有山岩、名曰倉谷、此処藏粮、安都村、北有白龍潭廟、後有山岩、名曰倉谷、此処藏粮、

えごハ。

*28当該場面は以下のとおりである。

中見蘇護女子、吸了三魂七魄、 點火撞穴熏之、或去穴中鎮之、見妖狐上湧出去、 上有一妖狐中坐。探之、 巻中·十二葉裏 泉水。今在寒泉村北是也。妖狐西走、 須用三姓肉祭之。有比干来廟、見一穴、令人探之、見床 此人如何。妲己心中思惟道、比干坐碩州時、 紂王大怒、令左右摔下皇伯比干、 却出説与比干相公。相公交用柴 変為妲己。 推在一壁。 前到故恩州、 (『武王伐紂書』 王問妲己曰 參廟殿神霊 自後生

*29当該場面は以下のとおりである。

中·十二葉表) 大王不信小臣之言、亦如桀王之過也。(『武王伐紂書』巻大王不信小臣之言、亦如桀王之臣、見此无道、共伊尹伐之。保守、天下大乱。湯是桀王之臣、見此无道、共伊尹伐之。城州安邑縣。不修国政、出敕令不交百姓種田養蚕、遞相比干又奏曰、昔日夏禹王之後、生桀王、无道、建都在蒲比干又奏曰、昔日夏禹王之後、生桀王、无道、建都在蒲

(30前掲注4鍾氏校注書六九頁注〔一八五〕にすでに指摘がある。なお引用文中の「解良人」について、鍾氏は「解のの意にとる。この点についてはくわしく考察すべきであるが、『三国志平話』の時ではないので、ここではひとまず、中川・二階堂訳が、『三国志平、一九九九年)三六頁では「解良の出身」の目的ではないので、ここではひとまず、中川・二階堂訳が、『三国志平は「別の意に従っておく。